

## 会 議 録

会議の名称	第4回（仮称）茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会
開催日時	平成23年11月24日（木） （午前・午後） 2時00分開会 （午前・午後） 4時00分閉会
開催場所	市民総合センター 2階 202号室
議長	齋藤雅通氏（立命館大学経営学部教授）
出席者	齋藤雅通氏（立命館大学経営学部教授）、阿部圭宏氏（市民活動・NPOコーディネーター）、山口正弘氏（茨木市自治会連合会会長）、香川とく子氏（自治会長） 秋元文孝氏（公民館長連絡協議会会長）、池上日出雄氏（豊川コミュニティセンター管理運営委員会委員長）、浜野宏樹氏（青少年健全育成運動協議会会長連絡会会長）、森下恭子氏（水尾地区福祉委員会委員長）、岡野清幸氏（公募委員） （9人）
欠席者	上村智子氏（公募委員） （1人）
事務局職員	大西市民生活部長、原田市民活動推進課長、青木市民活動推進課長代理、福岡市民活動推進課職員、有限会社コラボねっと中西 （5人）
議題（案件）	(1)茨木市におけるコミュニティ施策等について (2)行政からの支援について (3)その他
配布資料	・第4回（仮称）茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会次第 ・茨木市におけるコミュニティ施策等について ・各地域団体への財政支援 ・地域担当職員について ・『地域福祉ネットワーク』モデル事業概要

## 議事の経過

青木 定刻となりましたので、第４回(仮称)茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただき、まことにありがとうございます。まず初めに、齋藤委員長よりご挨拶をお願い申し上げます。

委員長 皆さん、こんにちは。秋もだいが深まってまいりましたけれども、皆様方お元気にご活躍のこととお慶び申し上げます。

前回までは、地域の連携のお話、それぞれの地域における各団体の実態についてご意見をいろいろな角度から頂戴してまいったところであります。本日は議題でございますように、茨木市のコミュニティ施策等について、それから行政からの支援について、そのような議題で会議を進めてまいりたいと思います。事務局からはそれらについて説明をいただき、ご議論をお願いしたいと考えております。

特に地域分権ということで、地域の自主性を尊重した補助金等はまことに重要なものでありまして、国と地方自治体、地方自治体と地域社会においても、同じような方向性ではないかと考えております。そのあたりを含めて、是非ご議論いただければと思います。皆様方には積極的なご発言をお願い申し上げまして、委員長としてのご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

青木 委員長、どうもありがとうございました。早速ではございますが、委員長、議事進行につきましてもよろしくお願ひ申し上げます。

委員長 それでは早速ですけれども、会議を始めたいと思います。本日は上村委員さんが欠席と事務局より聞いております。森下委員さんが少し遅れて到着されるということです。本日は４名の方の傍聴を認めております。よろしくお願ひいたします。

さて、前回の開催から少し経過しておりますので、前回の振り返りと本日までの経過を事務局からご説明をお願いします。

青木 本日、お配りさせていただいております資料等の確認をさせていただきます。本来ですと今までは少し前にご送付させていただいて、あらかじめ目を通していただいていたかたちだったのですけれども、少し調整に手間取りまして、今回はお送りさせていただいておりません。本日、初めてお示しをするものでございます。まことに申し訳ございません。

まず、次第がございます。資料１として、「茨木市におけるコミュニティ施策等について」というA4の資料が一つ、そして、「各団体への財政支援」ということで、補助金の総額等が書かれた表がございます。資料3.人支援ということで、「地域担当職員について」という１枚ものがございます。また現在、進められております「福祉ネットワーク」、沢池校区、西校区でモデル的に進められております。沢池校区での取り組み、職員の関わり方についての資料を付けております。

あとは、前回の会議録を付けております。前回の議論の中で、委員を特定できないように、A委員、B委員ということでさせていただいております。話の内容によっては特定してしまうであろうということがございますが、可能な限り、委員のご発言、どなたがさ

れたというのがわからないようなかたちで作成させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

前回までの経過等についてですが、前回については委員長からもありましたように、地域連携ということで、アンケートからの抜粋、国や他の地方自治体での動き、コミュニティの領域、市内小学校区の各団体等についてご説明をさせていただき、各委員のご意見等を賜ったところでございます。会議録につきましては、皆様方にもご確認をいただき、11月11日にホームページ、また、市の情報ルーム等に設置させていただいたところでございます。

前回までの振り返り等については以上でございます。

委員長 ありがとうございます。今の事務局からの説明について何かご質問等ございますか？ よろしいでしょうか？ では、協議事項1の茨木市におけるコミュニティ施策等について事務局から説明をお願いします。これまでの沿革や茨木市の特徴等、説明をいただくことで、今日的な課題、整合性、今後の課題の方向性について議論できればと思っております。よろしくお願いたします。

青木 茨木市コミュニティ施策等についてということで、資料1、紙1枚もので簡単な流れを書かせていただいております。

最初に、町内会・部落会から自治会へということで、これはどこの自治体でも同じなのですけれども、本市は昭和23年の市制施行でございます。それまでは自治会というのではなく、町内会ですとか部落会といった組織が中心でございました。それらが地域活動の重きを担ってきたというところでございます。その中の婦人会ですとか、青年会ですとかというところが、地域の各種行事、お祭り等についても主担となってやってこられた経緯がございます。

敗戦に伴うGHQによる町内会、部落会の解散命令により、いったん解散となったのですが、地域社会においては自治会と名前を変え、地域の自治組織として定着してまいりました。茨木市のみならず、多くの日本の自治会というのはそういうかたちで組織化されてきたのが現状でございます。

部落会や町内会が戦争に走らせたというような流れの中で、GHQが特定のテーマに特化した地域団体、代表的に言いますと、PTA、公民館等の創設に向け、指導がなされました。子どもの育成や社会教育といった一定のテーマを持った地域組織が創設され始めたのもこの頃でございます。それに呼応しまして、本市においても多くの都市問題に対応するため、市の主導によって、教育、福祉、青少年の健全育成、防犯、防災等のテーマ型の地域組織が設立され、今日に至っておるのが現状でございます。

本市の特徴として、公民館活動がございます。昭和25年に公民館条例が制定されました。以来60年余りが経つのですが、その間で公民館が次々と建設され、活発な公民館活動を推進してまいりました。施設として公民館が無い地域にも、小学校内の空き教室を一定、公民館と位置付けまして、小学校に併設されるかたちで、概ね全小学校区単位に

設置されてきました。加えて、「公民館」というのが地域の運動会ですとか、ふるさと祭りを中心となって取り組む団体として、そういう施策を茨木市ではとってきたものでございます。

ここ数年の話ですが、今まで公民館が学校に併設されておりました。その学校に併設されておりました公民館については、コミュニティセンターに併設というかたちで、現状、独立した建屋のある公民館と、コミュニティセンターに併設された公民館と、その2通りが存在するのが現状でございます。

市行政と自治会の関係ということで、これも茨木市だけの話ではございませんが、先ほど申し上げましたテーマ型の組織が多く設立され、市の各担当部署がそれぞれの地域組織との関係を深め、個別の課題に取り組んできた結果、従来のような自治会を先頭にした垂直型のコミュニティではなく、自治会を含めた多くの地域組織が併存するコミュニティとなってきております。

しかしながら、茨木市では自治会を地域のコミュニティの中核と捉えまして、当時、昭和50年代だったと思いますけれども、自治振興課を設置する等、地域からの要望を総括的に処理する部署を設置し、その支援に努めてきたところでございます。しかしながら、地域というのは様々な分野の課題が生起するところでございます。それを包括的に取り組む施策は今まであまり取り組めていなかったのが現状ではないかと。一定の連絡調整等は私ども市民活動推進課、あるいは当時の自治振興課で調整等はしておったところでございますが、包括的にきちっと取り組むということは少しできていなかったのかなと思っております。

このような現状を踏まえまして、地域を横断する組織へということで、地域連帯の希薄化や時代の変遷の中で、従来とは違った地域課題解決のため、地域の各団体の横の連携を深めるといふ組織化を支援する「地域担当職員制度」の試行を始めたのが平成20年度からでございます。また後ほど、地域担当職員制度については詳しくご説明させていただきます。

茨木市におけるコミュニティ施策、協議事項の(1)については以上でございます。

委員長 ありがとうございます。茨木市だけでなく、我が国の流れとして、沿革、茨木市の特徴について説明をいただきました。概略的な説明ではありますけれども、基本的な流れについては、ご理解いただけるのではないかと思います。それぞれの立場で、その成果や課題についてもご発言をいただきたいと思います。どなたからでも構いませんので、ご発言を頂戴できればと考えております。また、事務局からの説明についての資料への質問でも結構です。よろしくお願いたします。

B委員 以前に比べて、公民館の利用度が減ってきたというか、年齢層が変わってきたというか、若い人の自由時間が無くなってきたというのもあるのでしょうか。だから、公民館を主催する側もどのような公民館活動をしたらいいかというのも、模索というか、前であれば、陶芸でも手芸でも何をしてもらってたくさん集まっていたのですが、最近はそういうことをしてもらえなくなかなか集まらない。それと、いろいろな関係でお金も要

りますし、そういうことをどのように考えていったら、もっとたくさんの人に公民館に集まっていただけかなと。若い人も、お年寄りも、2 つに分けたような活動ができればいいのではないかなと思っています。

委員長 ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。

副委員長 いつも聞いていてももう一つ事情が呑み込めないところがあるのですが、単独の公民館とコミセン併設の公民館の活動状況、今、全体として利用が落ちていると言われておりましたが、コミセンという単位で捉えると、条例上、公民館はあくまで施設の位置づけがされているということになります、併設の公民館の利用状況は何で測っておられるのですか？

B委員 1 公民館に地域で 5 講座が可能なわけです。男性の方とか、高齢の方とか、陶芸とか習字とかいろいろな分野でできるだけ地域の先生を呼んで実施するということがやっております。2 年間は講座として習いまして、それ以後はクラブみたいになります。そちらはコミュニティを借りて、有料というかたちで私の地域はそのようにしています。長くて 4 年間ぐらい同じ先生で……。いろいろな先生でいろいろなことを習うということでそのようになっています。

今は公民館がコミュニティの中になりまして、一緒の場所ですしておりますが、講座としては 5 講座をしています。それ以外で、講座からクラブのようなかたちで同じことをしたい人はその先生に来ていただいて、場所を有料で借りてしています。

C委員 コミセンは今 10 館あり、ざっと言えば、貸館業です。部屋を貸してお金をとっている。

副委員長 貸館業が中心。

C委員 それが主です。

副委員長 コミセン独自の、今の公民館のような、いわゆる地域のまちづくり事業のものはない？

C委員 聞いたことがないです。私のところは事業すべて公民館です。おかげで貸館業をしているところは 10 館ともすべて黒字だと。黒字経営をしている状況がコミセンです。残りの独立館、もそうですが、全体として公民館、コミセンというのは、利用は増えてきています。ということは、使われる人は借りにくい状態になっているのが実情です。

私のところの 2 階の大広間は 130%利用率があります。今年に入りましてからは、利用するための受付を月 1 回・1 日と、公民館によってはまちまちですけれども、受付業務をやっているというぐらいに、使用率は非常に高いと。昔からずっと見てみると、若い人はほとんど利用しません。小さな方が空手をしたり、拳法をしたりすることはありま

すが、ほとんど年配者です。それがクラブ的な活動になっています。

従来、私のところの講座は 9 ~ 10 講座ほどありました。ところが、市が講座料を 3000 円ずつ一人から取るように制度が変わり、それから半分に減ってしまいました。よそも講座についてはかなり減っているのではないかと思います。そういうことから、我々も 25 年ぐらいをメドに、市内の公民館をコミセン化していこうという方向で進んでいるし、検討委員会もできています。そういう状況で、決して利用が少なくないと。若い者というのは昔からほとんど利用していないというのが今の公民館の実態です。以上です。

原田 ちょうど 2 回目の会議の時の資料 6 で、公民館とコミセンの比較表を配布させていただいている中の事業内容を今、B 委員と C 委員よりおっしゃっていただいた。あくまでコミセンは基本的には貸館という部分で、建物も地域の方に、その場所をうまく利用しながらいろいろな活動をしてくださいという基本的な考え方。公民館は貸館も当然ありますが、まずはソフト的に講座を展開して、その卒業生の方が OB 的になられて、自主という名前で、公民館の場所を使って展開されておられます。今、コミセンと公民館が合わさっているところは当然、ソフト的にはコミセンで公民館講座をされる。公民館講座をされる。コミセンという施設を使って、公民館が主催をされて、ソフト的な講座をされる。その OB になられた、いわゆる自主的な方はコミュニティセンターを自ら借りてという部分では同じです。単純に言えば、コミュニティセンターは建物、公民館はソフト的な展開をされている。いわゆる公民館という名前の建物は両方を兼ねている状態です。

副委員長 コミセンは貸館だけしかやっていない。

原田 単純に言えば、そう言い切れます。

副委員長 公民館はソフトをやっていますと。公民館の建物がある所については、いわゆるハード管理、ソフトも一体化しているわけですね。

原田 一体で、市が建物的には管理をしています。

副委員長 公民館は直営なのですね。

原田 直営になっていまして、市教委が管理をしています。

副委員長 館長さんは民間ですね。

原田 主事さんと館長さんが地域の方です。

副委員長 教育委員会がいわゆる社会教育法によるところの任命をされた地域の人を。

原田 そういうことですね。

副委員長 管理している職員は何人いるのですか？

原田 職員というのはその施設におられない。受付は臨時職員で対応している。

副委員長 直営と言いつつ、ハード管理をしている人は・・・。

原田 ハード管理をしている人は、その場面にはおられない。

Ｃ委員 今、館長と主事とシルバー人材センターから 1 人来て、3 人の体制です。原則は毎日出よということですので、私は多い時には月 28 日出勤しています。

原田 基本的に、館長さんと主事さんは常勤というかたちにはなっていませんので、今言いましたシルバーという方が臨時職員のな位置で、受付業務等をされておられます。

副委員長 主事の方は地域で雇用されている？

原田 そうです。民間の方。

副委員長 フルタイム？

Ｃ委員 そうですね。私らは教育委員会から推薦され、委嘱を受けているから、特別公務員かなという感じで今日来ていたけれどそうではないし、建物等管理維持は教育委員会が持つと言いながら、実際は館長のところに電話が皆かかってくるので、いっしょですね。夜中であろうが、昼であろうが、休んでいても電話がかかってきます。

それは未だに、今年の公民館運営方針が変わった時点からまだくすぶった状態になっています。我々はやらなければならないのでやっていますが、まだイヤイヤやっている館長もおります。早くコミセンになれば、また別の意味ですっきりするのではないかという気はします。

副委員長 滋賀あたりでは、地域の方を公民館の館長さんとか、管理は市の嘱託職員がやっているパターンが多いのですが、月額報酬がそれなりに出るわけですよ。でも、茨木はほとんど出ていない。

Ｃ委員 主事さんかでも 1 ヶ月ほぼ毎日出て 1 万円ちょっとです。お金の受け払いから、銀行のお金の受け渡しまでやっていますよ。貸館業でお金をとるので、そのお金を銀行に納める。中央には連絡しなければならない。受け付けの事務がすべて出てきますので、かなりの事務量です。あれで 1 ヶ月 1 万数千円であると、可哀そうやなと。

副委員長 逆に、地域でよくやってくれる人がいるなという感じがするのですが・・・。

C 委員 いるのか、いないのか。今はもっていますけどね。

副委員長 任期は？

C 委員 2年ですね。館長が3年で、主事が2年です。

B 委員 長い方はずっとしておられますね。

C 委員 73歳までは再任があります。それまでは続けようと思えば、続けられます。

副委員長 逆にコミセンなんかは今、指定管理になっていて、先ほど黒字とおっしゃっていましたが、それだとその黒字になった分が地域のお金として使えるわけですね。

C 委員 そうです。自分らで使っているわけです。というのは、コミセンとして使っているわけです。公民館はすべて市の金庫に入りますからね。

B 委員 建物が一つで、業務が二つになっている。

副委員長 将来的にはコミセン化と、指定管理で一本化していく。最近ではコミセン化というのが多いので、どちらかと言うとまちづくりの拠点にしていきたいと思いますというのが市の考えで、そうなった時には、今のようほとんどボランティアに近いかたちでフルタイムということは無くなるだろうと。

C 委員 そうですね。おそらく来てがなと思う。今のシルバーもそうですし、市もそうですし、府の最低賃金は約800円ですね。これを昼までの3時間になるのか、いくらになるのかは別にしまして、仮に9時～12時までとしたらそれだけでも2,400円。仮に20日間勤めると5万程になるのですよ。それでもなかなか来てがなのに、今の主事の状況ではおおよそ、本当に無報酬に近いかたちでやっていただいているのが実情ですね。

副委員長 近隣はだいたいそんな感じなのですか？

青木 高槻などは小学校区に1つとまではないですからね。北摂がだいたいそんな感じではないと思うのですけども……。

C 委員 ばらばらで、我々公民館長も研修に行く度に手当を上げてくれという話が出ていましたが、結局は上がっていません。隣の吹田市は当初、館長は月10万円です。近隣の奥さんを事務で雇い、今は無くなりましたが従来からあった地区館は市から臨時職員として来て主事の仕事をしています。おそらく8～10万円ぐらい貰っていると思います、同じ公民館の中でもね。そういう差もあります。我々でも1ヵ月2万円ほどです。そういうことで、無報酬に近い気持ちでしていかないとやれませぬね。

副委員長 ありがとうございます。

A 委員 コミセンのある地域、公民館はコミセンの中で仕事をしているの？

B 委員 そうです。

A 委員 コミセン化のいわゆる収支関係は、公民館は主事がやるけれども、コミセン化は主事はやらなくて、コミセン化の担当の方がやっぺらっぺらる？

C 委員 事務員を雇って。

A 委員 独立館の主事さんは手当をいただいて、自分で収支決算をやっているけれども、コミセンになるとそれはしなくていいわけですね。

C 委員 会計はやはりしないと。

D 委員 それはしています。

原田 A 委員がおっしゃっているのは、コミセンだからお金が発生しないのではないかということですね。講座関係の部分だけですね。使用料は当然コミセンですので、公民館使用料は発生しませんので。

A 委員 独立館の場合は使用料も主事がやっているわけでしょう。

C 委員 コミセンは貸館なので、取るものを取っているわけです。公民館の手数料の倍ですね。結局、その会計、事務は全部出てきますから、その事務員さんがやっぺらおられます。

A 委員 やはりコミセン化していない地域と、差がありますね。活動の内容もだいぶ違いますね。将来、コミセン化するのであれば、そういう方法に持って行ってもらって、茨木市の全地域が同じ中での活動ができるよう、そういうふうにしてもらわないと、やはりバランスの悪い地域が出てきますね。

C 委員 今 10 あって、25 年までに予想では 5 つぐらい増えるのと違うかなと思っていて、15。30 ありますから、約半分ぐらいはコミセン化なるのではないかなという気がしています。あとの 15 がどういうかたちで進んでいくか。それと、例の地域コミュニティ基本計画、こういう中でも市がはっきりと位置づけすれば、そちらのほうに否応なしに向いていきますからね。これも期待しているわけです。

D 委員 コミセンに関わっているのですけどね。今、話が出ていますように、公民館

がコミセン化する過渡期ですね。だから、公民館は市の直営システムといわゆる管理行政によって、各地域が市役所と協定を結んでやっているのと一緒になっていますね。非常にややこしい。説明をするのもなかなか難しく、ご理解いただけないのが現状だと思います。おっしゃっているように、早く地域の拠点を一本化する。地域の方には公民館がコミセンがわからないのですね。どちらの行事なのか、混乱してしまって。例えば、地区の体育祭をする場合、公民館はずっと分担なさっていたのですが、コミセンの方に苦情が来たり、逆にコミセンのことについて公民館に苦情がいたり、ありますね。やはり、すっきりさせるには一本化する。コミセン化の方向があるのであれば、なるべく早く一本化していく。条件が同じようになることが地域の方々にも理解をしていただけるしね。

副委員長 地域の事情で違うと思うのですけれども、例えば、コミセンの委員長さんと、公民館の館長さんとは、どんな関係なのですか。

D 委員 兼ねておられる方も若干あります。

C 委員 コミセンの委員さんは地域の各種団体の長が出てきているわけです。青健協であれば、青健協の会長が出てきているわけです。今言う、公民館の館長も代表として出ているわけです。その中、いろいろありますが、運営委員、実施委員が 40 名いるわけです。その中から、互選で年 1 回、センター長を決めるわけです。再任はやぶさかではないです。そういうことで、従来、公民館がやっていたふるさと祭り、体育祭、文化祭から、公民館がやっていた行事は、たぶんコミセン化されると、コミセン側にすべていくのではないかなと思います。その時に初めて、講座を除く以外ということになると、公民館の仕事はなくなってくるのではないかという気がするのです。

B 委員 今、いろいろな行事をする時には公民館で部屋を借りますよね。借りる時間をお昼からとしますと、その中で体操をしますと、夏の暑い時も私のコミュニティであれば、一定の温度に保たれているわけなのです。ちょっと、部屋が暑くて、高齢の方の体操などで温度の苦情も多少聞きますので、それを言いにくいこうと思っても、公民館の方は午前中の仕事の業務でおられないわけです。コミュニティの方に行くと、それは公民館のほうだから、それはできないとおっしゃるので、その辺もね。

C 委員 公民館じゃないのですよ。市が冷房、暖房の温度を決めているわけです。コミセンに来て、公民館に来て、同じです。

B 委員 対応がね。年齢層によって、もしお年寄りで倒れられたらと。水分を取ってくださいと促すのですが、もう少し温度が低くなったらと。こちらでお金を入れてしておりますので、せめて温度をしてもらえたらという苦情を聞くので、午前中しかおられない時にどこに連絡したらいいか迷ったりします。

D 委員 今年も節電でね。やむを得ずね。

C 委員 操作は事務所でしますのですね。事務所で切ってしまうと、一切、部屋で何のボタンも押しても、暖房も冷房も使えない。市からの温度設定は決まっていますから。勝手に操作はできないと我々は説明しているのです。

副委員長 公民館運営委員会とコミセン運営委員会のメンバーはかなりダブっていますか？

D 委員 ダブっていますね。

C 委員 ダブっているものもあるけれど、基本的に違います。地域差があります。公民館は人口で定数が決まっているわけです。1万人以下のところで26人。これは、公民館の館長が推薦し、教育委員会に承認してもらっているシステムです。ところが、先ほど言ったコミセンは、各種地域の団体の責任者が出てきて、その人が40人いて、その中から委員長になったり、おそらく残りの人が委員に。

副委員長 館長さんはどういう方を推薦されるのですか？

C 委員 私の場合の26人は、11人が自治会、残りが団体です。

副委員長 利用団体？

C 委員 利用団体は一切いません。人権、青健協、PTA、・・・

副委員長 それはコミセンと重なっていませんか？

C 委員 一部は重なっています。

副委員長 自治会が重なっていないのですね。

C 委員 そうです。

B 委員 自治会から毎年一人は推薦で出るので。

副委員長 コミセンの委員会も自治会長が入っていないのですか？

C 委員 入っています。

副委員長 それならダブっているのではないですか？

C 委員 ありますけれども、基本的には。

副委員長 決め方は違うけれども、同じ人が。20数名は同じではないですか？

D委員 だいたい各地域で重なってきますね。両方の委員会が。

副委員長 毎月か隔月かわからないですが、両方の委員会があるわけですよ。

C委員 自治会が確かに重なる部分があると思いますけれども、必ず自治会だから出られるとは限らないし、それと私のところの例では、100所帯以下の自治会は委員にはさせていません。100以上の自治会の長が出てきた場合に、11ぐらいあると思うのですが、それはすべて入れていますけどね。

委員長 公民館とコミセンとの関係、それ自体、かなり政策的にどうするかという今後のことについてはまた別途の委員会になるのか、あるいは、ここでするのか、コミュニティ指針との関係で整理が必要かと思うのですが、それはそうとして、課題があるということを確認した上で、他のことについて何かご質問、ご意見等ございますか？

D委員 確認したいのですが、ここでおっしゃっている自治会は、単位自治会という意味なのか、それとも連合自治会という意味ですか？

青木 この捉え方としては基本的には単位を捉えています。地域によっては、例えば春日小学校区というのは、春日連合、見付山連合、上穂連合ということで、中連合というものがあるところもあるのですね。ですから、おそらく大昔はそこで見付山自治会ということで一つだったと思うのですね。それが細分化されているところもありますので、自治会の対応についてもいろいろなところがございます。基本的に、ここで謳っている自治会というのは、単位の自治会をとらまえて書かせていただいています。

D委員 今でもやはりその地域の中心的な役割を果たしているのは自治会ですね。コミセンの管理運営委員会の中には単位自治会の自治会長にすべて入っていただいています。公民館の運営委員もそうだろうかと思いますが、だからダブってしまっています。

自治会長さんもよく苦情をおっしゃる。なんで一つにしないのか。よく似たことで2回は集まってこないといけない。あるいは、また部会がそこに重なってくると、余計に出ていかなければならない。なんとかならないかという話です。確か、自治会というのは歴史的にも長いし、各地域で中心的な役割を持っているということは確かであると思います、現実として。自治会長さんがおっしゃることは一番、よく浸透します。そういう実態があります。

副委員長 市と自治会の関係というのは…。例えば、各自治会さんから何か要望がある場合は、連合でとりまとめられて、市に上がってくるのか、直接、例えば市民活動推進課に上がってくるのか？

A 委員 単位自治会の中で、連合会に入っていない単位自治会があるのです。連合会を作っていない地域もございますので、すべて連合会を通して行政の方にいくという限りではないです。連合会のあるところは、やはり連合会を通して行政にお願いするケースは多々あります。

副委員長 500 のうちのどれくらいですか？

青木 今のところ 8 割。400 ほどが連合会に入っています。

原田 どうしても大きな地域としてのまとまり的なご意見であれば、今、A 委員がおっしゃったように連合会的におっしゃっていただく場合もありますし、単位の中の細かな出来事は直接、ご連絡をいただくことがあります。あくまで市民活動推進課の方は、単位自治会にも当然基本的にはアプローチをしますので、必ず連合を通してというかたちでは現在、しておりませんので、パイプは必ず単位と行政はあるかたちは今のところはとらせていただいています。

委員長 よろしいでしょうか。他にございますか？ 無ければ、今の論点については留保しながら、ひとまず続いて協議事項(2)の行政からの支援について、事務局の方から説明をお願いします。

青木 資料 2 ~ 4 は行政からの支援ということで、まず資料 2 ですけれども、財政支援ということで、地域の各種団体等への、基本的には補助金が多いですが、一定とりまとめた資料をご用意させていただきました。1 ~ 18 まであるのですが、簡単にご紹介させていただきます。

1 は茨木市自治会活動報奨金ということで、これは単位自治会に対して、報奨金というかたちで、市との連絡調整、あるいはゴミ減量化の協力についての報償というかたちでお支払させていただける報奨金でございます。493 団体がお受けになられて、およそ 2400 万円が支出されています。

2 の茨木市自治会集会所施設整備補助金ということで、これは自治会を所有されている、あるいは管理運営をされているところに対して申請がありましたら補助させていただいている補助金でございます。平成 22 年度の実績としては 11 団体、お持ちになっている自治会が、およそ 500 のうち 4 割ですので、1/2 補助ですので、それなりの財源をお持ちになっておられる自治会しか補助させていただけないという補助金でございます。

3 と 4 はまとめてご説明をさせていただきます。公民館区事業補助金につきましては、ふるさと祭り、文化展、館報の発行等について、各 32 公民館区に対して補助金が出ております。4 のスポーツリクリエーション大会については、同じく公民館区事業実施委員会に対しまして、これも 32 公民館区事業実施委員会に支出されております。これを合わせますと、2100 万円弱ぐらいのお金が公民館区事業ということで、ふるさと祭り、文化展、体育祭、地域の三大行事については 2000 万円あまりが出ているのが現状でございます。

5 の単位老人クラブの補助金については、単位老人クラブ 173 団体に対して、22 年当時は会員数 × いくらということで出しておられましたが、この資料にはないのですが、23

年度からは事業補助になってございます。一定の事業をするということで、申請があり、補助金を出すというかたちになってございます。

小学校区こども会育成連絡協議会の補助金、これについても小学校区単位の、自治会で言いますと、連合自治会のような組織、こども会の連合自治会のような組織に対しましての補助金が出てございます。

7については、青健協、いわゆる小学校区の青健協に対しての活動補助ということで補助金が出ております。

8、9は中学校区ですけれども、中学校区の青健協に対しても同じような活動補助が出てございます。それから、中学校区青少年指導委員会、これは青少年指導委員というのが各中学校区で組織化されておられます。そこに対しての活動補助が中学校区に対して出ております。

10の小学校区青少年会育成会補助金、これは中学生版こども会ですね。小学校区単位で16ほど組織化されております。これに対しても一定、補助金が出てございます。

11～13、これは地区福祉委員会補助金ということで、足し込みますと相当数の金額になるのですけれども、小地域ネットワーク事業ということで、地区の福祉委員会が様々な事業を行われる時に対しての補助金ということで、1400万円弱が出ております。12は敬老会を実施する地区福祉委員会に対して、1600万円余りが出ております。13ですが、純然たる補助金ではなくて、社会福祉協議会の賛助金を各自治会等で集めていただいて、その集めた分の7割から8割は還付ということで出ているお金でございます。基本、もともと市の財源から出ているというのではなく、地域のお金という部分で1700万円余りが出ております。

それから、防犯協会の地域支部補助金、( )にしてございますのは、市の方から茨木防犯協会に対しまして400万円の負担金が出てございます。そこから各地域支部、小学校区が基本ですが、小学校区の地域支部に対しまして、防犯協会の方の話では微々たるほど、物品の供与と言いますか、貸与等が多いということで、今回、( )にさせていただいております。

自主防災組織の事業補助金ということで、これは22年度まではございませんでした。23年度からの補助金で、自主防災組織が避難訓練ですとか、研修会ですとか、そのような事業をなさる時に対しての補助金が現在、平成23年度からございます。

16の茨木市再生資源集団回収報奨金ということで、こども会や自治会が中心になるかと思いますが、そういった団体さんが自ら再資源となる資源ごみを集めて、収集業者に、例えばキロでお渡しする、キロ当たりいくらというかたちで今、報奨金が支給されておられます。

防犯灯維持管理補助金ですが、これは当然ながら防犯灯を持っておられる自治会、管理運営している自治会に対して、例えば電気代の何割かを補助させていただいているということで。自治会の数的には今500余りございますので、168です。現状の新しいマンションですとか、新しい開発地域については、基本的に市が全部建てておりますので、古い地域に多いのが現状でございます。

それから、最後に茨木市子どもの安全見守り隊交付金ということで、池田市の事件以来、見守りということで、地域の方々に子どもの登下校等々を見守っていただいている、そ

の分に対して平均すると 3 万円程度ですけれども、年間に活動補助ということで出ております。

地域の活動に対する補助、あるいは報奨金、あるいは中学校区のものもございます。先ほど申し上げました、本来、地域で集めた寄付金等の還付金というかたちもございますので、すべてがすべて地域への色分けでできるのかどうかはわかりませんが、一定こういうかたちで少しまとめさせていただきましたので、これに対してのご意見、あるいは何かございましたらと思ひまして、これを用意させていただきました。

いったん、補助金の問題は大きな問題でございますので、ここで少し行政からの支援は切らせていただいて、また、後ほど地域担当職員等々についてご説明させていただけたらと思ひます。以上でございます。

C 委員 23 年、自主防災はいくら出ているの？

青木 これは事業補助ですので、上限 5 万円です。23 ほど、自主防災があるので 110 万ぐらいです。事業をされなかったら、一銭もないということです。

A 委員 やっても、飲み物はだめですからね、お茶とか。ですから、実際やっても、かからない時もあるのです。ですから、もう少し低いのではないかな。

F 委員 ちなみに 校区には公民館がないですよ。別なところで、 、そちらの方に行かせていただくというのはいいのですか？

原田 それは大丈夫です。地域にあるコミセンか公民館を使わなければならないということはないです。

B 委員 茨木市内であれば、どこに行ってもいいです。もし場所に余裕があれば・・・。

委員長 もう既に議論を始めていますが、財政支援についての市の説明について何かご質問、ご意見等がございましたらよろしく願ひします。

副委員長 補助金の見直しというのはあるのですか？

青木 ただ今、庁内で外部の委員さんも入れて補助金の見直しということで検討を進めているところでございますけれども、基本的にこういった地域に対しての補助については、このコミュニティ基本指針もございますので、地域に対する補助金の抜本的な見直しは今のところ、進んでおりません。大きな流れとして、今まであった運営補助はやめよう。団体に対して一律、3 万円を渡して好きに使ってくださいということはやめて、先ほど申し上げました自主防災会の事業をなさるといふときに、その事業に対して、上限 5 万円、1/2 補助の流れは徐々には進めているところです。

副委員長 単位自治会の報奨金ですけれども、2400 万円あまり、これは世帯割とかで

すか？

青木 基本的に 320 円×世帯が単位自治会の報奨金になってございます。100 世帯ございましたら 32000 円、今 75,000 世帯ぐらいですのでだいたい 2400 万円ぐらいになるかなと思います。

副委員長 難しいですね。先ほどの連合会に入っていないところもあるので、仕方がないかもしれませんが、大きな単位にまとめて、校区単位にある程度お金をまとめて、その中でまちづくりに使ってくださいと言っている方が出しやすいし。これって中途半端にもらってもどうするのかなど。滋賀でも古いところは、自治会長さんあての報奨金があったりとかしますけどね。

A 委員 もともとは、これは自治会の補助金ではないのですよ。自治会長に対する謝礼金です。それがややこしくなってしまうと、自治会の方に報奨金として出しましょうと、4～5 年ぐらい前に変わったという経緯がありますので、補助金として意味がまだまだ十分になっていないということで、自治会、単位においては使い方がまちまちです。

副委員長 6 番とか 10 番とかという、子どもさんの青少年というのは 1 万円とか、2 万円ですね。今、行政の少額補助金を見直そうという動きはあると思うのですが、少額補助金がどの程度というのはあるかと思いますが、1～2 万円というのでやっているというのは、結構、補助金のしくみを取っている限りであれば、申請があるならそれも面倒であるし、何か別の方法に本来は変えていくべきなのかなというふうな感じがします。どうなんでしょう。

E 委員 実は青健協の方、今年度から補助金の出し方が変わりました。事業補助に変わりました。今、さんざんブーイングが出た状態で、まずやってみなければわからないということでやっているのですが、かなり難しい。事前に計画をしてやってしまうと、お金の清算の仕方をどうやっていくのか、個人的に心配しているところはマンネリ化するのではないかなと。事前に予定をして、その分のお金しか出てこないというかたちになりますので、そうなると、例えば健全育成でパトロールしましょうとしても、パトロールは 1 万円かからない。こども会とかということでやっている方がもっとお金はかかると思います。ですからこども会の方が今、少ないので、青健協からこども会とか青少年会に援助してやります。そういうかたちで進めています。1 万円や 2 万円では行事ができないのですね。今、大きく考えているところです。近いうちに、青少年課に話にいかなきゃならないと思っていますところです。

副委員長 縦系列でお金が行っているというのはある種の透明性があるのですが、地域で一括に行っている中で配分してもらっている方が、行政も楽だろうし。

C 委員 こちらも使いやすい。

副委員長 わかりませんがね。声の大きな人のところにお金が出る話になったりするとまずいのですが…。

E委員 確かに先生の言われたように、近いところにまとまったお金があって、その中から活動の条件に合わせて配分する方がしやすいかもしれないですね。

副委員長 活発な団体って全部一律にじゃないでしょう。熱心なところと、とりあえずお付き合いでやってはるところと。

B委員 私のところの自治会は自治会費からこども会に援助して、廃品回収のものはすべてこども会に渡して。そういうことをしていると、この中の一部でいただけるのですね。こども会は老人クラブに比べて優遇されてね。私のところの地域は、子ども的人数より老人の方が多いのですよ。老人会の費用は地域からあまり援助してもらえなくて、子どもたちのお母さんたちは昔と違って遊びに行くのもすごく活発ですし、自分たちが子どもを育てるときにはレンゲ畑に行ったり、枚方まで歩いていったりしましたが、今の方はボーリング大会等、お母さんも一緒にそのお金でしているので、地域から苦情も出ているのです。そういうお金の使い方はおかしいのではないかと。みんなの廃品回収のお金であるから、もう少し大事に使ってほしいとか、そういう声が出ています。

E委員 私が先ほど話をしたのは校こ連の話です。合同でやる行事の話です。私も時々、ちょうど今の状態。こども会が廃品回収したのは、青健協も掴んでいないのです。わからないです。あとで聞いてみると、こども会は裕福だというふうだと聞いています。

青木 本課に対してもそういったことで自治会から相談を受けることは結構あります。

C委員 この資料の中に、土曜解放、放課後子ども教室がかなりお金が出ていると思うのですが…。

青木 あれは委託的な部分ですね。

C委員 委託とは？ ここに何百万と出ていますよね。

原田 これはどちらかと言うと、地域の自主的な団体がされて、それに対して財源を基本的に持っておられる分に補助するというかたちの表にさせていただいております。放課後子ども教室は自主財源を地域で持っておられないと思いますので、すべて市からお出しして、「これをお願いいたします」というかたちですので、これには違うかたちかなと思います。

C委員 補助金でもないの、助成金ではないの？ 活動している人に渡すお金ですか？

原田 それは間違いなく。そこの消耗品とか運営的なことに。一つの事業というかた

ちでお願いをするかたちです。

副委員長 それはいくつぐらいあるのですか？

原田 32 校区すべて。

原田 放課後の子どもたちの居場所。

副委員長 学童とは別ですか？

原田 学童はいわゆる保護者が不在の方ということですが、そうでない、放課後の子どもたちの安全な居場所づくりという。

副委員長 市独自の事業？

○原田 これは国の放課後子どもプランと言われるなかでの、放課後健全育成事業というかたちです。それは一つの事業として教育委員会が。

副委員長 各校区ごとに受けてはるわけですか？

原田 放課後子ども教室実行委員会というような名称だったかと思えます。すべて 32 校区で、週 2 回から、多い所は 6 回までされているということです。校区によって回数が変わります。

E 委員 他の校区もそうだと思うのですが、放課後子ども教室というのは青健協とは活動を別に今のところ考えています。毎日というか、しょっちゅうしなければならないということで、青健協の中での活動として捉えきれないというかたちにしています。

G 委員 事業委託ですよ？

原田 事業委託です。全額。

C 委員 委員長が作ってもらったらそれを委託しているの？ それとも校長先生に委託しているの？

原田 学校は関係ないです。

A 委員 実行委員会の委員長が代表になっているのですよ。

C 委員 その人にお金を下りているわけね。

原田 その方と市が委託契約をして、その方にお金を渡して、その方がその範囲内でやっていただいている。内容的には事業補助に近いですね。回数に応じたかたちで積算されて、支払をされますので、どこも一律にいくらでなくて、きっと郡が一番市内で回数が多いと思います。回数が少ないところは当然、積算がすべてで単価も決まっておりますので、積み上げの数字だと思います。そういう意味では、地域への財政支援という部分ではちょっと。大きく言えば地域への支援だと思います。子どもたちの放課後の安心な場所を確保するという意味ではすごく大事なことですけれども、自主的な部分じゃないというかたちです。

受け皿はどうせ地域が受けてやらないとできないことではあるのですが、そういう違いで表には上げさせていただかなかったです。

D委員 こんな質問をして申し訳ないのですが、高齢介護課が担当している単位老人クラブに対する補助金 7,565,000 円、交付団体 173、市老連とよく聞きますが、あれに加盟している単位老人会？ どうなっているのですか？

青木 市老連という茨木市老人クラブ連合会というものがございまして、校区にも当然、校区老人クラブ連合会がいくつかあると思います。その下に単位老人クラブが 173 あるということですので、自治会の報奨金と同じようなパターンだと思います。私どもは単位自治会に対してアプローチをして、世帯数×いくらということで報奨金を渡していると。この 22 年度については、基本的に高齢介護課がそういったかたちで単位老人クラブにアプローチをして、会員数掛けるいくらで、運営補助的な部分で補助を。

D委員 一律補助ですね。

青木 そうですね。単価×会員数です。多ければたくさんありますでしょうし、おそらく青健協のお話にもありましたように、今は事業補助にどんどん変わっていつている過渡期ですので、これは 22 年度の話です。

A委員 23 年から変わりましたね。

B委員 活動補助になっている。

D委員 そうですね。事業補助ですね。

青木 これは単位の老人クラブです。

D委員 わかりました。

委員長 何かございますか？ よろしいですか？ 次の説明に移りたいと思います。地域担当職員について。

青木 茨木市からの支援ということで、先ほどは財政的な支援ということをご説明させていただきました。次に人支援ということで、資料3と4でご説明させていただきます。市からの人支援ということでございますけれども、これまで各部署からいろいろなかたちで実施されてきたとは思いますが、庁内で統一した、あるいは地域を包括して支援をするシステム化した支援についてはこれまでなかったのが現状でございます。そこでシステム化支援、システム化支援と言いますのはある一定のルール化に基づいて、市として地域に対してこういったかたちでご支援しようということですね。それはなんのために行うのかと言うと、地域の横のつながりを深めてもらう、あるいは地域との顔の見える関係づくりを進めていくというかたちで、地域担当職員制度ということで平成20年度より試行段階も含めて始めているのが現状でございます。

資料3に基づいてお話いたします。地域の情報、課題を共有しながら、地域自治の発展を目指すことを目的として、現在は32小学校区中、5小校区で地域担当職員を配置しております。役割としてはさまざまな団体の横のつながりを深めていくために、自治会、公民館、福祉委員会、PTA、青健協等々各種団体が集まっているところの会議や行事に参加をして、まずは地域の実態を把握するというところでございます。

そういう会合に対して、行政が持っている情報を提供させていただくと。それから、様々な地域課題に対してのご助言等をさせていただく。地域にはいろいろな話がございますので、行政に反映できる部分についてのご提案を受けるといような役割を持っております。

現状、5校区に対しまして、1校区あたり3名の職員を配置しております。5校区の内訳ですけれども、沢池小学校区、水尾小学校区については平成20年度から配置しております。その選定の方法につきましては、前回の指針の検討委員会の方でお話をしたかと思うのですけれども、一定、市の方で地域のバランスを点数化というか、活発度合いを見せていただき、沢池小学校区と水尾小学校区でモデル的に開始させていただきました。2010年からは葦原、西小校区ですが、こちらのほうから各地域に呼びかけて、「こういう制度がございますので、ご参加いただくところは手を挙げてください」と実際にお手を挙げていただいた地域でございます。春日小校区については平成23年度からお手を挙げていただいた地域で、当初の見込みではもう少し数が増えると市としては考えていたのですが、平成23年度は8校区ぐらいと考えていたのですけれども、現状は5校区ということで、少し広がりが遅れているということでございます。

こういう事業をしていく中での成果、課題としましては、諸団体の横のつながり、協議をしていく場ができるきっかけとなった。課題を共有して、新しい活動、グループを作るきっかけとなっている。行政が各校区に対して担当職員が先進事例を紹介することでそれが広がっていく成果も出てきてございます。これは若干ですが、今までの縦割り行政が少しずつでも解決されて、少しは連携が進んでいっているのかなというような感じもしております。行政から事業を下ろすという従来のかたちから、地域に根づいた事業展開を考えていく施策検討の機会が作られているという成果があるかと思えます。

最後2つは課題かなと思うのですが、コミュニティに参加されておられる皆様方との関係づくりを進めるにはやはり相当の時間がかかると。毎日、毎日、地域に出向いていれば、すぐに顔の見える関係づくりは進むかなと思うのですけれども、1か月に1回、2か月に1回ぐらいの頻度でしたら、なかなかやはり地域の方には顔を覚えていただけない

というところが課題かなと思っております。今般、派遣する職員はすべて兼務でございます。介護関係の職員、建築関係の職員、議会事務局の職員、そういった職員から公募で応募していただいた職員もおりますし、こちらからの指名もございます。そういうところがございますので、本来業務との兼務ということで、業務的に多くなるということも課題かなと思っております。

地域担当職員制度については、第一回目の時に配布させていただいたオレンジ色の冊子にも、こういう役割で、地域でこんな取り組みがなされているというのも一定ご紹介もさせていただきましたので、ご理解をいただいている部分もあるかなと思います。

すみません。資料の訂正をお願いします。沢池小学校区・水尾小学校区、2009年6月からとなっておりますが、2008年10月です。申し訳ございません。

地域担当職員については先般も少しお話が出たかと思いますが、職員が地域に出向いて、それぞれの課題を共有しながらという観点で関わりを持っていくと。行政は行政、地域は地域ということではなくて、一緒に物事を考えて、地域課題を解決していこうと。いわゆる協働という観点から進めている事業でございます。

市としては、多くの校区で取り組んでいきたいと思っているのですが、呼び掛けに対して、地域で一定丸くなっていただいてお手を挙げていただいたら参加させていただきますというスタンスを今とっておりますので、そうでない地域というのもあるのは事実でございます。その辺がジレンマな所かなと。丸くなっていないところに対してどうアプローチをしていくか。丸くなれているところは職員が行かなくてもという部分がございますので、そういった観点で別のアプローチの仕方もあると思いますので、そんな観点から取り組んでいきたいと思っております。

続きまして資料4ですけれども、平成23年度7月から、地域福祉ネットワークということで、これもモデル的に進められています。沢池、西小学校区の公民館におきまして、民生委員さんが、そこに詰めまして、地域からの福祉的な相談を地域の中で受けようという流れでモデル的に行われています。そこに対しまして、コーディネータと書いておりますが、市行政とのつなぎ役ということで1地域に職員が1人ずつ配置されております。この職員は地域担当職員と違いまして、原則、福祉に特化した職員という位置付けでさせていただいているところでございます。これは広報誌のコピーですけれども、それを資料としてお付けさせていただきました。

人支援としては以上でございます。

もの支援、情報支援ということで、当初の案件の中にあっただけですけれども、もの支援については今回、資料はないのですけれども、前回、前々回等でもお配りさせていただいたように、地域の活動拠点ということで、各小学校区に公民館、あるいはコミュニティセンターというかたちで設置をさせていただいているのが現状でございます。

情報支援については、基本的には各部署において様々な情報を、これも縦割りと言えば縦割りですが、情報を支援させていただいているのが現状でございます。行政からの支援についてのご説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。今のこの人の支援について、ご質問、ご意見はご

ございますか？

G委員 地域担当職員、当初は8小学校区の予定が5校区というところですが、地域の受け手側の準備ができていない、なかなかまとまりがないので職員を出せない、手を挙げてもらえないというのか、逆に市の方でなかなか先ほどもおっしゃられていたように兼務であるとか、いろいろな状況があるのか、どういったところが原因でしょうか？

青木 地域担当職員ということで、初めて3、4年ですけれども、地域にとりましても、いったい具体的にどうしていくのとか、いろいろ疑問に思っておられるところがたくさんあると思うのですね。来ていただいても、また何か新しいことをしなければならないのではないかと、いろいろそういう部分もあるかなと思います。

先ほど、市のほうでアプローチする場合に、一定丸くなってきて手を挙げてくださいよということをお願いしていますけれども、丸くなれなくてというところが原因かなと。

地域担当職員が来て、具体的に何をするのが見えていないところがございますので、その辺がPRというか、見えてきていない部分が原因かなと今のところは思っています。

B委員 この福祉まるごと相談会はまだ始まって間がないのですが、相談はあるのでしょうか？

青木 数制的な資料はないのですが、やはり地域で気軽に相談できるという部分で好評をいただいていると聞いています。特に、民生委員さんが個別に活動しておられて、そこに市の職員がいたら、「こんな事例があるんだけども・・・」ということで、本来は一般市民が対象なのですけれども、民生委員も含めてそんなご相談に来られるというのも聞いております。

A委員 私のところの地域です。7月は電話とおいでいただいたのは3件しかなかったのですよ、スタートは。最近は大いぶ増えています。福祉に限っておりません。「なんでもご相談してください」というふうに今アプローチしています。いわゆるお年寄りの方が庭の清掃をどうしたらいいのだろうかということまで、職員の方が行政の方につないでいただいているということもしています。最近では電話だとか、おいでいただくケースは多くございます。

C委員 一つ、職員さんに最近、地域の会議がほとんど夜でしょう。夜に出てくれるの？

青木 出させていただいております。課題をここに書くのはどうかと思ったのですが、職員の処遇についても課題かなと思っております。今のところ管理職しか当てていませんので、時間外手当はつきません。けれども職務として行ってもらわなければなりませんので、今、公務員に手当てを作るのが・・・という風潮もございますので、なかなか難しいところかなと。

C 委員 お昼であれば兼務でも来てわからないところはあるけれども、夜になると職員の方はいろいろな制約はあるだろうし、活発になってきて毎月になると大変ですよ。

A 委員 地域の人に集ってもらおうと思ったら、土曜日とか夜でないと集まらないでしょう。ですから、それに合わせてになります。よく来てくださっています。

C 委員 もう一つ、4枚目の資料ですが、社会福祉協議会を通じて健康福祉ネットワークというのは、うちは平成20年にできています。

青木 いきいきネットですね。

C 委員 まるっきり、中身の絵も一緒です。これは窓口が地域包括センターから来て、CSWが事務局になっています。これは福祉事業ですが、今の沢池を見ると、何でも相談窓口。これは民生委員が担当してはるのですが、この事業はどちらの事業ですか？ 民生委員の事業ですか？ 福祉の事業ですか？

A 委員 今は民生です。

青木 基本は民生委員です。

C 委員 うちは福祉で出発しています。私が長になっています。実際に事務局は包括から来たCSWがやっているのですが、中身は、うちは何でも相談ではなく、民生委員さんが地域でいろいろな相談を受けてきた。その会議で報告をしながら、いろいろな関係者がお答えをしたり、相談に乗ってあげたり、市へつないだり、ひどいのは警察までつなげています。そういう事業にまで発展しているのですが、どちらの事業かなと思って。

青木 CSWさんは基本的に大阪府が主導された事業であります。現在縮小方向が進んでおります。その辺も含めて、CSWさんが例えば役割的に補助的に小さくなっていく中で、今やっている相談事業を市としてどうするのかということによってこういう部分が出てきた経緯もあろうかと思えます。

C 委員 福祉から民生事業に切り替えてもよろしいですね。

青木 すみません、それは・・・。

A 委員 うちもお年寄り見守りネットワークは福祉でしています。ダブるところがありますが、やはり別の事業です。そういうふうにしないと、ちょっと違うと思います。

F 委員 最初は福祉委員長の名前で皆さんに動員をかけていたのですが、今はおかしいなと。初めはどういう動機かと聞いてみたら、福祉委員会で使えば、例えばコミセン

のお金が要らないとか、そういうことで福祉委員長の名前が連なっていたみたいですが、考えてみたらやはり福祉の仕事ではないかと思うのです。民生委員さんは民生委員さんで、やはり対象が児童委員と児童も付いていますけれども、やはり高齢者に目が向いていますよね。高齢者の人だけの相談というのもおかしいかなと思うので、総括的には福祉委員会の話かなと思って承っております。それと、小学校区ですけれども、一番最初に来ていただきましたけれども、その後ずっと来ていただくわけですか？

青木 例えばスタンスとして、「うちは、職員は要らない」という結論であれば、積極的に関与はしませんけれども、「こういう職員がいるので、年度当初の各団の総会をしておられる時に、ご挨拶させていただいて、後のつなぎは何かあれば言ってくださいね」というレベルになるのかなと思います。

F 委員 あまり顔を見ないですね。

青木 最近は。

F 委員 最初は来られておられましたけれど。

青木 お祭りが終わるまでは数回寄せていただいたと思うのですが・・・。

F 委員 やはり各団の集まりの時だけですよね。

副委員長 いくつかお聞きしたいのですが、先ほど地域担当職員の時間外ということをおっしゃっていましたが、高浜市は時間外手当を出していました。これは情報提供です。

お聞きしたいのは何かと言いますと、地域に呼びかけはる時に、茨木の場合はいろいろな各団体の力が拮抗していると。いわゆる地域を包括するのは、地域によって包括されているところもあるのでしょうか、滋賀であれば連合自治会とか自治連合会という自治会の連合組織、のようなところに声をかければ大体動くみたいな話で、そこに話を持っていくのですけれども、今、立ち上がっている 5 つの所にはどういうところを窓口にしておられますか？ これからそれを広げていくとすれば、どういう所にボールを投げれば、みんながくっついてくれはるのかなというところはいかがでしょうか？

青木 当初、モデル的に水尾小学校区と沢池小学校区でさせていただいて、次の段階に校区を増やしていこうという時に、どなたに呼び掛けたかと言いますと、まず連合自治会長さんに呼びかけました。報告会を聞いていただいて、いい事業だな、いいことだなと思っていただけたら、市にお話してくださいというスタンスでさせていただきました。でも、連合自治会にいつて広がる所もあれば、そうでない所もあるのは事実です。ですから、その翌年からのアプローチの仕方としては、連合自治会をはじめ、小学校区の単位である団体さん、だいたい 8 団体、連合自治会、地区福祉委員会、公民館、PTA、青健

協、自主防災会、地域の主だった小学校区単位の長にアプローチをして、「こういう報告会がありますから、ちょっと聞きに来てください」と。聞きに来ていただいた後、地域の中でお話し合いをいただいて、「いい事業だということでお手を挙げる地域がございましたら、こちらにお願いします」というスタンスでさせていただきました。

原田 先ほどからG委員もおっしゃったことで、いろいろな団体に均等にただ情報提供をしたときに、地域が「うちの地域に来てもらおう」という相談をする場がない。だから前に進まないというのが現状あります。それぞれの方はもしかしたらいいな、来てもらったらいいのになと思ったとしても、例えば、自治会であれば自治会が、同じ地域の方に呼び掛けて、地域に来てもらおうと思っても相談をする場がないと。そのような現状で間前に進んでいないのかなと。その中で、特に今やっている 校区であれば、ある団体の方が強い意識を持たれて、強いリーダーシップを持っていただいたから、ここまで辿り着いたのかなと。本当は一本でそこに強くお願いをして、そこから是非、地域に呼びかけてくださいというのがいいのか、両方の流れで来ているような感じです。

副委員長 急速に広げていくことは難しいですね。

A委員 難しいですね。さんとうちは最初にモデルになったのですけれども、さんは協議会ができていてまとまっていた地域ですよ。茨木でも一番先に走っていたような感じです。当初はどういうふうになっていくかが心配だったのですけれども、案ずるが生むが易しで今のところはうまく流れている感じです。まとまってきたなという感じです。是非、これは地域全部でなければいいなと思っています。

副委員長 地域福祉ネットワークモデル事業で、コーディネータは市の職員だと。普段はどこにおられるのですか？

青木 普段は市の福祉政策課にいまして、その校区1つですので、例えば、実際に相談があって行ったり、何もなくても「どうですか？」みたいに行ったりというスタンスです。ここに常駐しているわけではないです。ここに出勤しに行くわけではないです。役所に出勤してきて、何かがあればそこに出向くと。

A委員 今はずっと職員さんは張り付けなのですよ。西と沢池、2つ公民館があります。月・水・金は沢池で、月・火・木は西ということで、各々2人は張り付けになっています。ある程度、落ち着いたたら職員の動きを考えようかというふうに聞いています。

原田 今たまたま西小学校区で、2人の職員が担っているので、開設日には現場に行ったほうが当初はスムーズでしょうということで、民生委員さんが本来業務ということでしょうかけれども、職員もそこにいないと、どのような展開になるのか、本当にモデルということですので、今は地域が2つですが、来年校区が広がる上で、その校区と同じような感じで職員を増えるようにするのか、やはり一人が2校区ぐらい持つのか、そこらへんは今、福祉の方で考えておられるところだと思います。

F 委員 私は のことは知らないのですが、どこに張り付いておられるのですか？

原田 はやっておられません。西と沢池です。

副委員長 公民館？

原田 公民館です。

C 委員 どういう関係で職員が張り付いているの？

A 委員 公民館の職員ではなくて、福祉の職員。

C 委員 市の職員であつたって公民館を勝手に使うわけにはいかないですよ。

原田 勝手に使えるようになっています。

C 委員 それは申込みもしているの？

原田 それはちゃんとしています。

C 委員 その人が時間を使うから、公民館を開けてくれということで開いているわけですね。

A 委員 3時までやっています。

C 委員 うちが 12 時半になると、鍵をかけて帰るからね。よほど前もって申し込んでおいていただかないと、鍵を開けるわけにはいかない。

原田 今、A 委員がおっしゃったように、週 3 日間、時間も決まっていますので、西と沢池は押さえております。

A 委員 留守番の人はちゃんと鍵をかけて帰ります。

副委員長 この事業はお金を使っているのですか？

青木 当然、職員の賃金は入ってきますし。そこでの相談の電話を敷くなり、机を買うなり備品等々。

副委員長 民生委員さんは決まっている中ですよ。通常は。週 2 日なり、3 日なりを拘束されてはるわけですか？ 交替ですか？

青木　そうです。

A委員　午前中と午後で。校区の中で、全部で20数名の民生委員さんが交替で出てきていらっしゃる。

委員長　地域への派遣のイメージがわからないところがあるのですが、先ほど1か月か2ヵ月に1回程度だということの話はありましたけれども、ここのところでは顔の見える関係づくりを相当時間がかかるだろうという書き方は、顔の見える関係づくりの方向にいきたいということだと思えるのですけれども、そうすると相当、密度が高く職員が地域に行く必要がありますよね。その辺の、どういう動き方を今後、方向性としては考えているのか、その辺はどうでしょうか？

青木　委員長がおっしゃるように2か月に1回では。例えば2か月後に来た場合、「あなたは誰？」というところですので、頻繁に地域に出向いていければ一番かなと思います。当然、地域の横の連携を深めるための支援が主ですので、そういう場がたくさんあればいいのですが、現状、そういう場というのが少ないのが現状ですので、1か月に1回とか、2か月に1回になっていると思います。

あまり行政のほうから「さあ、やりましょう」ということで、「会議を開きましょう」ということであれば、昔のように行政主導の部分が出てきますので、その辺は痛しかゆしの部分があって、地域担当職員制度が始まってからこの課にいるのですが、この事業に関してずっと携わっているのですけれども、5校区、どこに行っても大体誰か顔がわかります。ほとんどその地域に行っていますので。ですから、普通の職員が地域担当職員制度ですよということで行っても、「こんにちは」と言えるようになるまでは、最低でも1年ぐらいはかかってしまうのかなと。それを密にしようとするれば、地域に負担感も出てくるかなと思いますので、その辺がジレンマ的なところがあるかなと思います。

委員長　今は基本的に呼ばれたら行くというかたちですか？

青木　スタンスとすればそうです。「どうでしょうか？」と呼びかけて、「やってみよう」「月日にやろう」と。「地域全体で揃って自主防災会の来年の避難訓練の会議をするけれども、一度来てくれないか？」というスタンスです。週に1度とか、2週間に1度というスパンではありません。

原田　そういう中で、具体的に、A委員のおられる校区であれば、地域新聞という一つの題材がありますということで、校区は受けていただけなので、その編集会議等ではある程度の頻度でというかたちです。一般的には年度当初、皆さんが集まれる場に行って、紹介をさせていただいて、1年間の地域の流れをお聞かせいただいで、当初はやはり主だった行事に顔を出させていただいで顔の見えるかたちというので約1年。その中でも、今言いました地域新聞とか云々とか題材がある場合や、自主防災の立ち上げだからというような会議には、自主防災はいろいろな主だった団体が加わっておられ

ますし、地域新聞もいくつかの団体が合同での新聞、一つの団体が出す新聞には当然関わることはないと思うのですが、いくつかの団体が合同新聞的な時には、横のつながりの一つの場面かなということですので、そういう時には顔を出していきながら、進めています。

青木 北摂各市でも、豊中市ですとか、早くからやっているのは池田市なんかでも、名称は違いますが、職員がそういう地域に出向いてという制度を進められています。全国的にも結構な数の、こういう制度を取り入れている自治体はあると聞いています。

齋藤 厳密に各団体というのは、どのぐらいの団体が集まって呼んだ場合は来るとか、そういう基準はあるのですか？

青木 正直言って、今のところ明確な基準はございません。資料でお示しさせていただいた小学校区にある 8 団体、9 団体、その概ねがという部分では、市としては地域を包括した考えた方であろうなという認識を持っています。

委員長 いかがでしょうか。この課題ではないのかもしれませんが、なぜ皆さんがまとまる所とまとまらない所があるのか。ひょっとすると放っておいたら 32 校区に職員を配置するとはいかないかもしれないと思うのですが、今の、条件が揃うというところ、8 校区と言いながら実際に 5 校区で終わっていることを考えた時に、その辺はどういう見通しなり、どういう条件でそういうことは可能になっていくというふうに考えていくのか、そこはいかがでしょうか？

原田 一つの方向として、今おっしゃっていただいたように、現在 5 校区という中では、同じことの繰り返しになるかもしれませんが、一定地域のまとまりのあるところが手を挙げていただいたら、市としては行かせていただきますということが限界に来ているのであれば、今度は逆に積極的なかたちで、「校区に是非行きますので、一度その場を持ってください」というかたちの、一歩進んだかたちで一度ご説明をさせていただく。その中で、その時点で 1 回目の地域会議がある程度できる状態を作らせていただくくらいまで、地域への入り方を、一般的に報告会等、情報提供だけをして、「私たちが入る以前に、地域で是非、お話し合いをして手を挙げてください」ということが無理であれば、地域に行ってこのようなかたちで関わりを持ち、地域にとって支援ができるかたちをとりたいと地域に行って説明をし、初めてそういう場を設定いただく、それで受けていただく。そのように関わりの進め方を変えていかなければいけないのではないかなと思っています。

委員長 例えば夏祭りみたいなものは 8 団体が揃ってどの地区でも進めているような状況ではないのですか？ 8 団体が集まる機会があれば、職員がいくかたちになるわけですよね。

A 委員 必ずしもすべていっしょにやっているわけではないですね。地域によって差

がありますね。

G 委員 確か 3 回目の議題にあったと思うのですが、やはり地域連携というふうに考えていくと、今回出ている、特に最初に走っている沢池、水尾については、その上にまとまる組織、联合会や連絡協議会というのがあって進んでいるのですね。やはりなかなか進まないというのは、それを取りまとめをする組織がないと。前回、どなたかがおっしゃったみたいに、地域の理想はあるけれども、核になるものは何もない。核になるものが必要なところですね。それを行政が主導して核になるような組織を作ってくださいというふうに持っていくのか、あるいは、原田さんが言われたように、まず地域に投げかけて、「そういう場をつくりませんか？」という働きかけで持っていかというのが必要なおところではないかなという気はします。地域の中でやっていく時には、私は事業所も絡むのですが、地域差、今は考えられている団体というのはほとんど行政主体でできた団体だけですので、実際に地域のコミュニティを考えていく時には、その中に、地域にある様々な事業所である、企業である、あるいは学校等そういうものを入れる必要があるのかなと。小学校、中学校は市の管轄になっていますので、当然 PTA とかネットワークができていると思うのですが、大学であったり、高校になると私学になればまったく私、府立になれば府の管轄になると、そういう部分もある程度、地域のネットワークの中には含み込んでいくようなかたちのネットワークづくりをしていかないと、これからは難しいのではないかなと。

F 委員 すごくいいアイデアだと思いますね。 は最初に協議会があったからとおっしゃいましたけれども、やはり人材かなと思います。その古い歴史は存じ上げませんが、それをやろうとした人がおられたということ、それを続けていこうという人がおられたということですね。その方がおやめになったら、さてどうなるのか。

G 委員 一つは、最初に協議会的なものができてしまえば、なんとかあとはついていくのかなという気はしないことはないですが・・・。

D 委員 駒の芯になるね、私は自治会ではないかという気がしますけどね。

G 委員 どこかが旗を振らないと、周りの団体はくっついてこないですからね。

D 委員 芯だけ回っていてもどうにもならないしね。

F 委員 自治会の場合も長いことされている人はよく状態がおわかりだと思うのですが、それがイヤだと言って、うちの自治会なんかは 1 年ごとなのです。そうすると、全然わかられない。それもまたいいところもあるのですね。いいところもあるのですが、全体を見据えて何かしようと思えばできませんね。入り混じって何年かやられている方が連絡協議会の方になっておられますけれども、人材は大事になってきますね。

A 委員 組織がきちんとできれば、岡野さんがおっしゃったように、人が代わっても、

組織で動いていきます。やはり本来ならまとまっているところを持っていくのは容易いですが、まとまっていないところに行って、そこをうまくまとめていくのが大事なことですよね、実際は。

B 委員 担当職員は代わっていくのですか？

青木 基本は代わっていきます。例えば、今、明文化したものはありませんけれども、3年は同じスタンスでしていただいています。

B 委員 公民館の主事さん、教頭先生のような役割みたいな感じですよ。いろいろな行事のことも知っていただいて、そこの地域のことをよく知っていただく方が一番適任というかね。あまり馴れ馴れにはなってはいけないけれども、全然関係ないところからぱっと来てされるよりは、いろいろ知っていただいて。茨木市といっても、各校区によって行事とかも違いますよね。ころころ担当職員が変わるというのもね。

青木 市側としては、例えば 1600 ~ 1700 人の職員がいます。1 校区 3 人の職員を当てて、100 人弱です。その職員に対する報いというのですか、そういうものが担保できればいいのですが、職員の気持ちだけで動いているのであれば、ずっとその職員を当てていくというのは難しく、その辺も課題かなと思っています。

B 委員 一般市民と言いますか、自治会長さんが言うより、市の職員の方の助言があれば何か違うでしょうかね。

青木 市の職員が地域に行きますと、やはり第三者的な目で見ることができるのです。地域はあくまで地域ですし、中にいてはる人は全員地域住民ですから、例えばよそではこういうことをしてはるよとか、こんな考え方もあるんじゃないですかとか、という提案とかができれば、気づきとかが出てくるかなと思います。

A 委員 各々組織の中には代表が集まって、公民館館長会だとか、福祉委員長会だとか、自治会連合会会長だとか、青健協も会がございますね、そういうところに赴いて、いろいろとこういう内容を説明して「いっしょに一つやっていただけませんか」ということを一度。公民館長だけとか、自治会だけではくて、そういうふうなことで地道にやっていただいたらいいのではないかなと。

青木 この基本指針の委員さんをお願いする時には館長連絡会に行かせていただいたり、同じようなかたちかなと思います。

委員長 他にございませんか？

E 委員 担当職員の方をお願いする立場のほうで話させていただきたいと思います。私も例えばいろんなところに委員として会議に出ています。コミュニティセンターの委

員とか、公民館の委員とか、福祉委員とか、いろいろ行っています。だいたい見る顔は同じようになっておりますので、1年を通せばだいたいお互いの活動がわかるという状況になっています。今の状態でいきなり担当職員の方をお願いしようとしても、今のところはいいじゃないかという感じがあるのです。それと、「こちらの方から頼もうよ」と個人的に、あるいは一部分のところから言ったとしても、「なんで必要なのだ」と言われる可能性が高いと思っています。まずは遠慮しているわけです。実際には期待はしているのですけれども、先ほど言われたように、市の方から「こうするよ」と言われたら、それでいくしかないですし、第三者的な意見が出るということで考えれば、皆受けてくれるのではないかと思います。

顔を年中合わせると、だいたい知っている人ばかりの活動ですので、急いで必要ないと思っています。

青木 地域はいろいろだと思いますので、積極的に職員が参加して、いろいろな活動をしている地域も出てくれば、一定、ちょっと距離を置いて窓口だけになっている地域も出てくるかもしれません。その辺はいろいろなスタンスが考えられるかなと思います。

委員長 よろしいでしょうか。そうしましたら時間もだいぶ経ってきておりますので、他にもご意見があるかとも思いますけれども、次回の議論の中でそういった議論を出していただくことにして、今回は人の支援、行政からの支援についての議論は以上のようにさせていただきたいと思います。その他で何かほかに委員の方から今回、発言したいということがございましたら…。ありますか？ 無いようですので、事務局より今後の進め方についてよろしくお願いします。

青木 今回で4回目を迎えております。だいたい7回ぐらいを予定して、もしかしたら8回ぐらいになるかもしれませんが、今までいろいろな資料等をお示しさせていただいてご議論をいただいていたところでございます。12月にも一度、委員会を開きたいと思っております。日程の調整をお願いしたいのが一つです。

次回、第5回目になるのですけれども、いろいろなコミュニティ施策、現状、他市の事例、いろいろご紹介していただいて、様々なご意見を頂戴しましたので、基本的には市の考え方に皆様方のご意見、ご議論の中を取り入れまして、次回の委員会では一定、ちょっとかたちになったものをお示ししたいと思っております。その中でいろいろ付け加えていただくこと、あるいはそういった部分でご議論をいただけたらなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

事務局の希望としましては、12月は皆さんいろいろとお忙しいとは思いますが、市議会等もございまして、できますれば中旬以降、19日の週ぐらいでご都合がつく時間帯があればお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

次回は12月21日の午前中、9時半～ということでよろしいでしょうか？

2時間の予定で申し上げます。場所につきましてはご通知申し上げます。

事務局からのご連絡は以上でございます。

委員長 他に何かございますか？ 無いようでしたら、これで第4回の検討委員会を閉

会させていただきたいと思います。本日はどうもおつかれさまでございました。